

一般緊急輸送道路沿道建築物 助成制度のご案内

一文京区一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業一

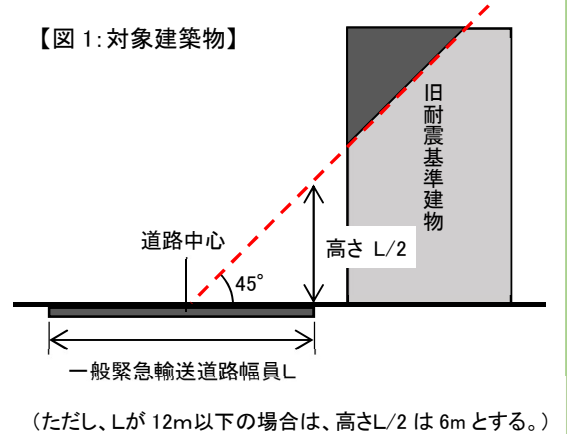


**助成について、予算には限りがあります。
ご検討の方は、お早めにご相談ください。
区が国及び東京都の補助金の交付を受けることができないときは、
助成の対象外となります。**

一文京区一般緊急輸送道路一

- 都道437号（不忍通り）・都道301号（白山通り）
- 都道455号（本郷通り）・都道870号
- 都道319号（言問通り）・都道453号（春日通り）
- 都道405号（外堀通り）・都道435号（音羽通り）
- 都道436号（千川通り）・都道435号
- 都道458号（白山小台線）・都道457号（道灌山通り）
- 都道8号（新目白通り）・特別区道文第836号
- 特別区道文台第2号・特別区道文台第3号

一般緊急輸送道路図は、東京都耐震ポータルサイトで
閲覧できます。（<https://www.taishin.metro.tokyo.lg.jp/>）



助成金の対象について

■ 対象建築物（次の全てに該当するもの）

- 一般緊急輸送道路に接している建築物
- 建築物の高さが、一般緊急輸送道路の中心から建築物までの距離より高いもの（図1）
- 昭和56（1981）年5月31日以前に着工された建築物
- 耐震診断の結果、耐震性が不足している建築物（耐震診断助成を除く）

※建築基準法上の違反がある場合には是正することが条件

■ 助成対象者

- (1) 所有者
- (2) 分譲マンションの場合は、管理組合又は区分所有者の代表者
- (3) 共同で所有する建築物の場合は、共有者全員によって合意された代表者

【お問い合わせ先】

文京区 都市計画部 地域整備課 耐震・不燃化担当（文京シビックセンター18階）
TEL 03-5803-1846
FAX 03-5803-1376
e-mail b402400@city.bunkyo.lg.jp

1 耐震診断助成

建築士等（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項に掲げる者に限る）が行うもので、かつ、表3の指定機関の評定を受けるものであることが必要です。なお、評定に要する費用も助成金の対象となります。

（表3：指定機関）

（公財）東京都防災・建築まちづくりセンター、（一財）日本建築防災協会、（一社）建築研究振興協会、（一社）東京都建築士事務所協会、（一財）ベターリビング、（一社）構造調査コンサルティング協会、日本ERI（株）、（株）東京建築検査機構、（一財）建築保全センター、（一社）日本建築構造技術者協会、（特非）耐震総合安全機構、（一財）日本建築センター、（株）都市居住評価センター、（株）確認サービス、ビューローベリタスジャパン（株）、ハウスプラス確認検査（株）、（公社）ロングライフビル推進協会、日本建築検査協会（株）、（株）グッドアイズ建築検査機構、（株）建築構造センター、（一社）耐震技術広域連携協議会

2 補強設計助成

建築士等（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項に掲げる者に限る）が行うもので、かつ、表3の指定機関の評定を受けるものであることが必要です。なお、評定に要する費用も助成金の対象となります。

※建築基準法上の違反がある場合には是正する設計とすることが条件です。

3 耐震改修工事助成

耐震改修工事の助成金は次の全てを満たすものが対象となります。

[1]構造耐震指標の I_s 値が0.6未満もしくは I_w 値が1.0未満相当であるもの

[2]表3の指定機関の評定を受けた補強設計（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項に掲げる者が行ったもの）に従い、 I_s 値を0.6相当以上もしくは I_w 値が1.0相当以上に向上させる改修工事を行うもの

[3]建築物等が道路に突出していないこと、および無接道でないこと

[4]過去または現在において、区から違反建築に係る是正指導等を受けていないこと

※建築基準法上の違反がある場合には是正することが条件です。

（是正に係る工事費は助成対象事業費の対象外です。）

4 建替え助成・除却助成

建替え・除却の助成金は次の全てを満たすものが対象となります。

[1]構造耐震指標の I_s 値が0.6未満もしくは I_w 値が1.0未満相当であるもの

[2]耐震改修工事への助成を受けていないこと

助成金の算出

耐震診断助成

①耐震診断に要する費用（消費税を含まない）		▶	<table border="1"> <tr> <td>①②のうち低い額 × 9 / 10</td> </tr> <tr> <td>限度額 300万円</td> </tr> </table>	①②のうち低い額 × 9 / 10	限度額 300万円
①②のうち低い額 × 9 / 10					
限度額 300万円					
対象面積	基準単価				
1,000㎡以内の部分	4,580円/㎡				
1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分	2,350円/㎡				
2,000㎡を超える部分	1,570円/㎡				

補強設計助成

①補強設計に要する費用（消費税を含まない）		▶	<table border="1"> <tr> <td>①②のうち低い額 × 8 / 10</td> </tr> <tr> <td>限度額 500万円</td> </tr> </table>	①②のうち低い額 × 8 / 10	限度額 500万円
①②のうち低い額 × 8 / 10					
限度額 500万円					
②以下の対象面積の合計した金額					
対象面積	基準単価				
1,000㎡以内の部分	5,000円/㎡				
1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分	3,500円/㎡				
2,000㎡を超える部分	2,000円/㎡				

耐震改修工事助成

①耐震改修工事に要する費用（消費税を含まない）		▶	<table border="1"> <tr> <td>①②のうち低い額 × 8 / 10</td> </tr> <tr> <td>限度額 5,000万円</td> </tr> </table>	①②のうち低い額 × 8 / 10	限度額 5,000万円
①②のうち低い額 × 8 / 10					
限度額 5,000万円					
②以下の対象面積の合計した金額					
用途	基準単価				
住宅（マンション除く）	39,900円/㎡				
マンション	51,700円/㎡				
住宅以外	57,000円/㎡				
免震工法等の特殊工法の場合*	86,400円/㎡				

*：マンション以外は93,300円/㎡

建替え助成

③耐震改修工事に要する概算費用（消費税を含まない）	▶	<table border="1"> <tr> <td>③④のうち低い額 × 8 / 10</td> </tr> <tr> <td>限度額 5,000万円</td> </tr> </table>	③④のうち低い額 × 8 / 10	限度額 5,000万円
③④のうち低い額 × 8 / 10				
限度額 5,000万円				
④耐震改修工事助成②の表より算出した金額				

除却助成

⑤耐震改修工事に要する概算費用（消費税を含まない）	▶	<table border="1"> <tr> <td>⑤⑥⑦のうち低い額 × 8 / 10</td> </tr> <tr> <td>限度額 5,000万円</td> </tr> </table>	⑤⑥⑦のうち低い額 × 8 / 10	限度額 5,000万円
⑤⑥⑦のうち低い額 × 8 / 10				
限度額 5,000万円				
⑥耐震改修工事助成②の表より算出した金額				
⑦除却に要する費用（消費税を含まない）				

助成金の手続きの流れ



- ・助成金は、助成事業ごとに交付申請が必要です。
- ・助成金を受けるには、区が助成金の決定を行った後で、業者と契約する必要があります。
- ・助成金交付申請から交付決定まで2～3か月かかることもありますので、お早めにご相談ください。
- ・助成対象事業は、申請年度に完了する必要があります。
- ・事業が複数年度に渡る場合は、「全体設計承認申請」の手続きが助成金交付申請前に必要となります。また、年度毎の出来高に応じた支払いが必要ですのでご注意ください。
- ・1月までに事業が完了しない場合は、お早めにご相談ください。

助成金交付申請時に必要な提出書類

【共通】

■一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付申請書(様式第3号)

[添付図書]

- (1)建物登記事項証明書の原本 ※3か月以内のもの
(建物所有者及び建築竣工年月日が確認できること、分譲マンションの場合は2以上の区分所有者)
- (2)確認通知書の写し、又は建築年月日を証する書類(台帳記載事項証明書等)
- (3)同意書(建物所有者が複数の場合、分譲マンションの場合は(5)を提出)
- (4)管理組合の規約(申請者が分譲マンション管理組合の場合)
- (5)耐震設計等の実施を決議したことが分かる書類(総会議事録等の写し)(申請者が分譲マンション管理組合の場合)
- (6)法人全部事項証明書(申請者が法人の場合)
- (7)沿道建築物であることが確認できる書類
 - ・接道状況及び道路幅員が確認できる図面
 - ・道路中心から45°の斜線より高い建築物と確認できる図面(立面図・断面図で作成)
- (8)その他区長が必要と認めた書類



【耐震診断】

- (1)耐震化推進条例第10条第1項各号に掲げる者であることを証する書面の写し(診断を行う建築士の免許の写し等)
- (2)案内図、配置図、各階平面図、立面図
- (3)診断計画書
- (4)診断見積書

【補強設計】

- (1)耐震化推進条例第10条第1項各号に掲げる者であることを証する書面の写し(設計を行う建築士の免許の写し等)
- (2)耐震診断結果報告書(概要版)
- (3)設計見積書
- (4)設計工程表(概要)

【耐震改修】

- (1)土地の所有権を証する書類
- (2)土地所有者の承諾書・同意書
(借地、土地所有者が複数の場合)
- (3)工事に関する設計図書
- (4)補強設計結果報告書(概要版)
- (5)補強計画に係る評定書
- (6)工事見積書
- (7)工事工程表(概要)

【建替え・除却】

- (1)土地の所有権を証する書類
- (2)土地所有者の承諾書・同意書
(借地、土地所有者が複数の場合)
- (3)耐震診断結果報告書(概要版)
- (4)工事に関する設計図書
(建替え助成申請の場合)
- (5)耐震改修相当額概算
- (6)工事見積書
- (7)工事工程表(概要)